## 第6号様式記載の手引

## 1 この申告書の用途等

- (1) この申告書は、仮決算に基づく中間申告(連結法人以外の法人が行う中間申告に限ります。)、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。なお、事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税に係る仮決算に基づく中間申告は、その税額が予定申告に係る税額を超えないときに限り行うことができることに留意してください。
- (2) この申告書は、事務所又は事業所(以下「事務所等」といいます。)所在地の都道府県知事に1通を提出してください。ただし、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、主たる事務所等所在地の都道府県知事に対しては、写し(提出用の写し)1通を添付してください。
- (3) 法第23条第1項第4号の5イ(1)の規定の適用を受ける法人(無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人)にあっては、同号イ(1)に規定する剰余金又は利益準備金の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(2)の規定の適用を受ける法人(無償減資等による資本の欠損の塡補を行った法人)にあっては、同号イ(2)に規定する資本の欠損の塡補を行った事実及び資本の欠損の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)等)を、同条第1項第4号の5イ(3)の規定の適用を受ける法人(剰余金を損失の塡補に充てた法人)にあっては、同号イ(3)に規定する剰余金を損失の塡補に充てた事実及び剰余金を損失の塡補に充てた金額を証する書類(株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告(官報の抜粋)、株主資本等変動計算書等)を添付してください。

## 2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 金額の単位区分(けた) のある欄	単位区分に従って正確に記載します。また記載すべき金額が赤字額となるときは、その金額の直前の単位 (けた) に△印を付して記載してください。	
3 「法人番号」	法人番号(13桁)を記載します。	
4 「法人名」	法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、この申告書を提出する場合には、当該法人課税信託の名称を併記します。	
5 「所在地」	本店の所在地を記載します。なお、2以上の都道府 県に事務所等を有する法人が、当該都道府県内に支店 等のみを有する場合には、主たる支店等の所在地も併 記してください。	
6 「この申告の基礎」	法人税に係る修正申告、更正、決定又は再更正を基礎にして修正申告をする場合は、法人税に係る修正申告書を提出し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日(当該法人が連結子法人である場合又は連結子法人であった場合には、当該法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人若しくは連結完全支配関係	

欄	記載のしかた	留 意 事 項
	があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出 し、又は更正、決定若しくは再更正を受けた年月日) を記載します。	
7 「事業種目」	事業の種類を具体的に、例えば「電気器具製造業」と記載します。なお、2以上の事業を行う場合にはそれぞれの事業を記載し、主たる事業に○印を付して記載してください。	
8 「期末現在の資本金の額 又は出資金の額(解散日現 在の資本金の額又は出資金 の額)」	期末(中間申告の場合には、その計算期間の末日) 現在又は解散日現在における資本金の額又は出資金の 額を記載します。	資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
9 「同上が1億円以下の普 通法人のうち中小法人等に 該当しないもの」	当期末における資本金の額又は出資金の額が1億円以下である普通法人が、次のいずれかの法人に該当する場合には、「非中小法人等」を○印で囲んで表示します。 (1) 次のいずれかの法人(以下「大法人」といいます。)との間にこれらの大法人による完全支配関係がある法人 (イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人 (ロ) 法人税法第4条の7に規定する受託法人 (ハ) 相互会社(外国相互会社を含みます。) (2) 当該普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をいずれか一の大法人が有するものとみなしたときにその一の大法人による完全支配関係があることとなる法人	
10 「期末現在の資本金の額 及び資本準備金の額の合算 額」	期末現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額を記載します。	(1) 資本金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 資本準備金の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
11 「期末現在の資本金等の 額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める 金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人((3)に掲げる法人を除き ます。) 法第23条第1項第4号の5イに定める額 (2) 連結申告法人((3)に掲げる法人を除きます。) 法 第23条第1項第4号の5ニに定める額 (3) 保険業法に規定する相互会社 政令第6条の25第 1号に定める金額	

欄	記載のしかた	留 意 事 項
12 「道府県民税 事 業 税の申告書」 特別法人事業税 地方法人特別税	空欄は、次のように記載します。 (1) 法人税の中間申告書及び法第72条の26第1項ただし書の規定による申告の場合は、「中間」 (2) 法人税の確定申告書(退職年金等積立金に係るものを除きます。)又は連結確定申告書及び法第72条の25、法第72条の28又は第72条の29の規定による申告の場合は、「確定」 (3) (1)又は(2)に係る修正申告の場合は、「修正中間」又は「修正確定」	修正申告の場合は、「この申告の基礎」の欄も記載します。
13 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」	法人税の申告書別表1の10の欄の金額(ただし、この欄の上段に記載された金額(使途秘匿金の支出の額の40%相当額)がある場合には、当該金額を加算した額)を記載します。     なお、( ) 内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額(別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額)、連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額及びリース特別控除取戻税額(別表1の5の欄の金額)及び土地譲渡利益金額に対する法人税額(別表1の7の欄の金額)の合計額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び東京都の特別区と市町村とに事務所等を有する法人(以下「都内分割法人」といいます。)は、記載する必要はありません。 (3) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
14 「試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額②」	下記の金額はそれぞれ次に定める法人税の申告書の欄の金額を記載します。 (1) 租税特別措置法第42条の4第1項(試験研究費の総額に係る法人税額の特別控除)(同条第2項及び第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(8))の24の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の4第4項(中小企業者等の試験研究費に係る法人税額の特別控除)(同条第5項又は第6項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に係る金額は記載しないでください。 (2) 租税特別措置法第42条の4第7項(特別試験研究費に係る法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(10))の11の欄の金額 (3) 租税特別措置法第42条の10第2項(国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(17))の25の欄の金額 (4) 租税特別措置法第42条の11第2項(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額 法人税の明細書(別表6(18))の25の欄の金額 (5) 租税特別措置法第42条の11の2第2項(地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を	<ul><li>(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。</li><li>(2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。</li></ul>

欄	記載のしかた	留 意 事 項
	取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(29)) の19の欄の金額 (6) 租税特別措置法第42条の11の3第2項(地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(20)) の18の欄の金額 (7) 租税特別措置法第42条の12第1項及び第2項(地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(21)) の31の欄の金額 (8) 租税特別措置法第42条の12の2第1項(認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額法人税の明細書(別表6(22)) の10の欄の金額 (9) 租税特別措置法第42条の12の5第1項(給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(25)) の24の欄の金額 ※ 租税特別措置法第42条の12の5第2項(中小企業者等が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額は記載しないでください。(10) 租税特別措置法第42条の12の6第2項(革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別控除)の規定に係る金額(中小企業者等を除きます。) 法人税の明細書(別表6(27)) の22の欄の金額	
15 「還付法人税額等の控 除額③」	第6号様式別表2の3の④の計欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。
16 「退職年金等積立金に係る法人税額④」	法人税の申告書(別表19)の12の欄の金額を記載します。	(1) 連結法人及び連結法人であった法人は、記載しないでください。 (2) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人は、記載する必要はありません。 (3) 第6号の2様式の申告書を提出すべき法人も記載します。 (4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。

欄	記載のしかた	留 意 事 項
17 「課税標準となる法人税 額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④ ⑤」	(1) 次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (イ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人(都内分割法人を除きます。) ①+②-③+④の金額(ロ) 連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人 第10号様式の⑤の欄の金額(ハ) 連結法人及び連結法人であった法人 第6号様式別表1の⑦の欄の金額 (2) この金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を 有する外国法人は、記載しないでください。
18 「2以上の道府県に事務 所又は事業所を有する法人 における課税標準となる法 人税額又は個別帰属法人税 額⑥」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が第10号様式の道府県民税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。ただし、東京都に申告する場合には、②及び⑤の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 一の都道府県にのみ事務 所等を有する法人は、記載 する必要はありません。 (2) 都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。
19 「法人税割額(⑤又は⑥ × 100)⑦」	一の都道府県にのみ事務所等を有する法人は⑤の欄の金額に、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は⑥の欄の金額に税率を乗じて計算します。ただし、東京都に申告する場合には、②と⑥の欄の金額の合計額を記載してください。	(1) 税額の計算を行う場合の 税率は、各都道府県ごとに 定められた税率を用います。 (2) 都道府県内に恒久的施設 を有する外国法人は、記載 しないでください。
20 「道府県民税の特定寄附 金税額控除額®」	第7号の3様式の②の欄の金額を記載します。	都道府県内に恒久的施設を 有する外国法人は、記載しな いでください。
21 「外国関係会社等に係る 控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額 等相当額の控除額⑨」	第7号様式(その1)の⑧の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑪の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号様式(その2)の⑨の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑫及び⑮の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を 有する外国法人は、記載しな いでください。
22 「外国の法人税等の額の 控除額⑩」	第7号の2様式(その1)の⑫の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては、⑱の欄の当該都道府県分の金額)又は第7号の2様式(その2)の⑬の欄の金額(2以上の都道府県に事務所等を有する法人及び都内分割法人にあっては、⑲及び⑳の欄の東京都分の金額の合計額)を記載します。	都道府県内に恒久的施設を 有する外国法人は、記載しな いでください。
23 「差引法人税割額 ⑦-8-9-⑩-⑪ ⑫」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。 なお、都道府県内に恒久的施設を有する外国法人は、第6号様式別表1の2の⑩の欄の金額を記載してください。	

欄	記載のしかた	留意事項
24 「既に納付の確定した当 期分の法人税割額 <sup>(3)</sup> 」	既に納付の確定した当期分の法人税割額を記載し、 法人税法第89条(同法第145条の5において準用する場合を含みます。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人がこの申告書を提出するときは、 第6号の2様式の申告書の③の欄の金額についても記載します。	
25 「租税条約の実施に係る 法人税割額の控除額⑭」	「⑫の欄の金額 - ⑬の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う法人税割額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
26 「算定期間中において事 務所等を有していた月数⑩」	この月数は、暦に従って計算し、1月に満たないときは1月とし、1月に満たない端数を生じたときは切り捨てて記載します。	算定期間中に事務所等又は 寮等の新設又は廃止があった 場合は、その月数には新設又 は廃止の日を含みます。
27 「 円× <sup>(16)</sup> ① ①	(1) この金額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てた金額を記載します。 (2) 東京都に申告する場合は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 東京都の特別区のみに事務所等又は寮等を有する法人 主たる事務所等又は寮等所在の特別区の均等割額(道府県分と市町村分)に従たる事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額 (ロ) 東京都の特別区と東京都の市町村のいずれにも事務所等又は寮等を有する法人 道府県分の均等割額に事務所等又は寮等所在の特別区の数に応じた特別区の均等割額(市町村分)を加算した金額(ハ)東京都の市町村のみに事務所等又は寮等を有する法人事務所等又は寮等の所在する市町村の数にかかわりなく一の道府県分の均等割額	(1) 均等割の税率区分本金の領本金の領本金の資本金の資本金の資本金の資本金の資本をの資本を受資額のの資本を受資額を受ける。 (2) 均等割の領域を開います。 大だで、ののでは、のでは、のでは、のででは、のでででででででででででででででででで
28 「この申告により納付すべ き道府県民税額⑤+⑩ 20」	⑮又は⑲の欄の金額の合計額を記載してください。	
29 「⑳のうち見込納付額㉑」	法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額又は同法第81条の24第1項の規定により連結確定申告書の提出期限が延長されている法人(当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人(連結申告法人に限ります。)を含みます。)が道府県民税につき申告書の提出前に納付した金額を記載します。	

	T	I
欄	記載のしかた	留 意 事 項
30 「東京都に申告する場合 の⑦の計算」 (②から②までの欄)	(1) ②の欄は東京都の特別区のみに事務所等を有する 内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都 の特別区にのみ国内の事務所等を有する外国法人に あっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記 載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及 び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税 の「分割課税標準額」の欄の東京都の特別区分の金 額を記載します。 (2) ②の欄は東京都の市町村のみに事務所等を有する 内国法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、東京都 の市町村にのみ国内の事務所等を有する外国法人に あっては第6号様式別表1の2の④の欄の金額を記 載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人及 び都内分割法人にあっては第10号様式の道府県民税 の「分割課税標準額」の欄の東京都の市町村分の金 額を記載します。 ただし、東京都の2以上の市町村に事務所等を有 する法人は、上記「分割課税標準額」の欄の市町村 分の合計額によらず次の算式により算定した金額を 記載してください。 法人税額又は 東京都の市町村分の従業者数 個別帰属法人税額	東京都以外の道府県に申告する場合は、記載する必要はありません。 恒久的施設を有する外国法人については、法人税法第141条第1号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の計算の別を対する法人税額の計算の別を対する法人税額の計算のがにして記載してください。
31 事業税の「所得割」 (②から③までの欄)	(1) ②の欄は、第6号様式別表5を添付する法人にあっては同表の函の欄の金額を、その他の法人にあってはこの申告書の優の欄の金額から優の欄の金額を控除した金額を記載します。 (2) ②8から③までの各欄の課税標準の額は、次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (4) 2以上の都道府県に事務所等を有する法人 第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載します。 (ロ) 一の都道府県にのみ事務所等を有する法人 ②の欄の金額が年400万円(その事業年度が1年に満たない場合には、400万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはその金額を③の欄に、年400万円を超え年800万円(その事業年度が1年に満たない場合には、800万円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときはこれを年400万円以下の金額に区分してそれぞれ②及び②の各欄に、年800万円を超えるときはこれを年400万円以下の金額、年400万円を超え年800万円以下の金額及び年800万円以下の金額及び年800万円以下の金額及び第の各欄に記載します。 (ハ) 特別法人(協同組合等) であって次の(二)に該当しないもの 所得金額が年400万円を超えるときはその金額を③の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を③の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を③の欄に、年400万円を超えるときは年400万円以下の金額を③の欄に、年400万円を超	(1) 収入金額課税法表 (1) 収業税 (1) 収業では、 (2) たなの (2) たなの (3) とし日 (3) とし日 (3) として (4) ののの (5) でで、のの (6) がい円との額のの金のの (7) をき欄(額のるのの捨て (8) のののののののののののののののののののののののののののののののののののの

欄	記載のしかた	留 意 事 項
	える金額を②の欄にそれぞれ記載します。 (二) 租税特別措置法第68条第1項の規定に該当する法人 所得金額が年400万円以下であるときはその金額を②の欄に、年400万円を超え年10億円(その事業年度が1年に満たない場合には、10億円にその事業年度の月数を乗じて12で除して得た金額。以下同じ。)以下であるときは年400万円以下の金額を③の欄に、年400万円を超え年10億円以下の金額を②の欄に、また、年10億円を超えるときは年400万円以下の金額を②の欄に、年10億円と超える金額を③の欄にそれぞれ記載します。 (3) ②の欄の課税標準の額は、法第72条の24の7第3項の規定により軽減税率が適用されない法人がその所得金額を記載します。なお、2以上の都道府県に事務所等を有する法人は、第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄のうち、当該都道府県分の金額を記載してください。 (4) ②から②までの各欄の課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときスはその全額を初り捨て、税額に100円未満の端数があるときスはその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときスはその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときスはその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるときスはその全額を切り捨てた金額を記載します。	(4) 都道府県内に恒久的施設を有する外国法人にあ第141条第1号には、法人税法第141条第1号には、法人税法第141条第一個の企業を有力。原身の企業をでは、「大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、
32 「付加価値割」 (33及び④の欄)	(1) ③の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる 法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の ①の欄の金額を記載します。 (2) ④の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事 務所等を有する法人にあっては③の欄の金額を記載 し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっ ては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄 の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端 数があるとき又はその全額が1,000円未満であるとき は、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未 満であるときは、その端数金額又はその全額を切り 捨てた金額を記載します。	
33 「資本割」 (③5及び⑥の欄)	(1) ③の欄は、法第72条の2第1項第1号イに掲げる法人(外形対象法人)が、第6号様式別表5の2の②の欄の金額を記載します。 (2) ③の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては⑤の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるとき	

欄	記載のしかた	留 意 事 項
	は、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に 100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未 満であるときは、その端数金額又はその全額を切り 捨てた金額を記載します。	
34 「収入割」 (③及び③の欄)	収入金額課税法人のみが次のように記載します。 (1) ③の欄は、電気供給業及びガス供給業を行う法人にあっては第6号様式別表6の⑩の欄の金額を、生命保険会社又は外国生命保険会社等にあっては第6号様式別表7の⑤の欄の金額を、損害保険会社又は外国損害保険会社等にあっては第6号様式別表8の⑦の欄の金額を、少額短期保険業者にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の⑲の欄の金額を、株式会社日本貿易保険にあっては同表の㉑の「課税標準」の欄の金額を記載します。 (2) ③3の欄の課税標準の額は、一の都道府県にのみ事務所等を有する法人にあっては㉑の欄の金額を記載し、2以上の都道府県に事務所等を有する法人にあっては第10号様式の事業税の「分割課税標準額」の欄の当該都道府県分の金額を記載します。 この場合において課税標準の額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額を切り捨て、税額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
35 「平成28年改正法附則第 5条の控除額⑩」	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成28年法律第13号)附則第5条第2項から第7項までの規定による事業税額の控除の適用を受ける法人が、次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑥」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑰」の欄の金額(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度第6号様式別表5の7の「③が30億円以下の場合の控除額⑱」の欄の金額又は「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑲」の欄の金額(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度第6号様式別表5の7の「③が30億円超40億円未満の場合の控除額⑳」の欄の金額又は「③が30億円以下の場合の控除額㉑」の欄の金額又は「③が30億円以下の場合の控除額㉑」の欄の金額又は「③が30億円以下の場合の控除額㉑」の欄の金額又は「③が30億円出40億円未満の場合の控除額②」の欄の金額	
36 「事業税の特定寄附金税 額控除額④」	第7号の3様式の⑪の欄の金額を記載します。	
37 「差引事業税額 ③9-40-40-42 ④」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	

欄	記載のしかた	留 意 事 項
38 「租税条約の実施に係る事業税額の控除額⑮」	「⑱の欄の金額—⑭の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
39 「この申告により納付すべき事業税額®ー⑭ー⑮ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	働の欄は、③の欄から④の欄及び⑤の欄の金額を控除した金額を記載し、④から⑨までの欄は、その割ごとの内訳の金額をそれぞれ記載します。この場合において、④から⑨までの欄に負数が生じるときであっても、△印を付してそのまま記載します。	「⑩の内訳」の各欄の記載における⑪の欄の金額の控除については、⑱の欄、⑲の欄の頭に行います。 「⑪の内訳」の各欄の記載における⑪の欄の金額の控除については、⑪の欄、⑱の欄、
40 「⑯のうち見込納付額⑤」	⑤の欄は、法第72条の25第3項又は第5項(法第72条の28第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を準用する場合を含みます。)の規定により確定申告書の提出期限が延長されている法人が事業税につき当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
41 「差引46-50 ②」	፡②の欄は、⑥の欄から⑤の欄の金額を控除した金額を記載します。	
42 「所得割に係る特別法人 事業税額又は地方法人特別 税額③」 (⑤の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「計③」又は「軽減税率不適用法人の金額②」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「計⑤」又は「軽減税率不適用法人の金額⑥」の「基準法人所得割額」の欄の金額を記載します。	
43 「収入割に係る特別法人 事業税額又は地方法人特別 税額分」 (65の内訳)	「課税標準」の欄は、標準税率が適用される法人については、「収入金額®」の「税額」の欄の金額を記載し、標準税率以外の税率が適用される法人については、第6号様式別表14の「収入金額®」の「基準法人収入割額」の欄の金額を記載します。	
44 「差引特別法人事業税額 又は地方法人特別税額⑮ - ⑯ ⑰」	この金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。	
45 「租税条約の実施に係る 特別法人事業税額又は地方 法人特別税額の控除額 <sup>®</sup> 」	「⑰の欄の金額 - ⑱の欄の金額」と「租税条約の実施に係る更正に伴う特別法人事業税額又は地方法人特別税額」とのいずれか少ない金額を記載します。 この場合において、その金額が負数となるときは記載しないでください。	
46 「この申告により納付す べき特別法人事業税額又は 地方法人特別税額⑰-⑱- ⑲ ⑩」	⑩の欄は、⑰の欄から、⑱の欄及び⑲の欄の金額を 控除した金額を記載します。	

	欄	記載のしかた	留 意 事 項
47	「⑩のうち見込納付額⑪」	事業税の確定申告書の提出期限が延長されている法 人が、特別法人事業税額又は地方法人特別税につき、 当該申告書の提出前に納付した金額を記載します。	
48	「差引⑩-⑪ ⑫」	⑫の欄は、⑩の欄から⑪の欄の金額を控除した金額 を記載します。	
49	「所得金額の計算の内訳」(⑥から⑩までの欄)	第6号様式別表5を添付する法人以外の法人が、次のように記載します。 (1) ⑥の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額を、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の金額をを、連結申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表)の42の欄の金額を記載します。 ただし、連結申告法人について、法人税の明細書(別表4の2付表)の34の欄に記載された金額がある場合には、その金額を42の欄の金額に加算した金額を記載してください。 (2) ⑥の欄は、連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書(別表4)の34の欄の計算上損金額に算入している所得稅額及び復興特別所得稅額がある場合において、連結申告法人にあっ計算上損金額がある場合において、連結申告法人に所得稅額及び復興特別所得稅額がある場合において、立り納付した所得稅額及び復興特別所得稅額を記載します。したがって、法人稅法第40条又は第81条の7の規定により納付した所得稅額及び復興特別所得稅額を損金の額に算入していない場合には記載する必要はありません。 (3) ⑥の欄は、法人稅の明細書(別表12(1))の5の欄の金額又は10の欄の金額のいずれか低い金額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載しまして課金部分の金額に限ります。)を記載しまっ。 (4) ⑥の欄は、法人稅の明細書(別表12(1))の「益金算入額の間は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人稅の額の合計額(法の施行地外において行う資源開発事業等に係る特定株式等に関する部分の金額に限ります。)を記載します。 (5) ⑥の欄は、外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国の事業に帰るのうち細書(別表4の30の欄に記載した金額を記載した金額を記載します。 (6) ⑩の欄は、第6号様式別表10の⑨の欄、別表4の2付表)の38の欄に記載した金額を記載します。 (6) ⑩の欄は、第6号様式別表10の⑨の欄、の金額又は法人稅法第59条の規定の適用を受けようとする法人が第6号様式別表10の⑨の欄、の金額を記載	

欄	記載のしかた	留 意 事 項
50 「法人税の所得金額又は 個別所得金額⑩」	連結申告法人以外の法人にあっては法人税の明細書 (別表4)の47の欄の所得金額又は欠損金額を、連結 申告法人にあっては法人税の明細書(別表4の2付表) の54の欄の個別所得金額又は個別欠損金額を記載しま す。	
51 「法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額⑦」	2以上の都道府県に事務所等を有する法人が修正申告に係る税額につき徴収猶予を受けようとする場合において第1号様式による届出書に代えようとするものが記載します。この場合において記載する金額は、⑮、⑯及び⑯の欄に記載した金額の合計額と同額になります。	
52 「還付請求」の「中間納 付額②」	中間納付額の還付を受けようとする場合において還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑤の欄又は⑲の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と、⑥の欄に記載した事業税額及び⑩の欄に記載した特別法人事業税額又は地方法人特別税額との合計額と同額になります。	
53 「法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額」	法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は 同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保 険業法に規定する相互会社にあっては、純資産額)を 記載します。	(1) 資本金等の額は、法人税の明細書(別表5(1))の「II 資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。 (2) 連結個別資本金等の額は、法人税の明細書(別表5の2(1)付表1)の「II 連結個別資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
54 「法人税の当期の確定税 額又は連結法人税個別帰属 支払額」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれ次に定める金額を記載します。 (1) 連結申告法人以外の法人 当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額) (2) 連結申告法人 当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)	
55 「申告期限の延長の処分 (承認)の有無」の「事業税」	法第72条の25第2項から第7項まで(法第72条の28 第2項及び第72条の29第2項においてこれらの規定を 準用する場合を含みます。)の規定により申告期限の延 長の処分を受けている法人は「有」を、その他の法人 は「無」を○印で囲んで表示します。	
56 「申告期限の延長の処分 (承認)の有無」の「法人税」	次に掲げる法人は「有」を、その他の法人は「無」 を○印で囲んで表示します。	

欄	記載のしかた	留意事項
	(1) 法人税法第75条の2第1項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)の規定により法人税の確定申告書の提出期限が延長されている連結申告法人以外の法人(同法第75条の2第8項(同法第144条の8において準用する場合を含みます。)において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。) (2) 連結申告法人のうち、法人税法第81条の24第1項の規定により法人税の連結確定申告書の提出期限が延長されている連結親法人(同条第3項の規定において準用する同法第75条第5項の規定により当該提出期限が延長されたものとみなされた場合を含みます。)及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人	
57 「法人税の申告書の種類」	次に掲げる法人税の申告書を提出する法人の区分ごとに、それぞれ次に定める申告書の種類を〇印で囲んで表示します。 (1) 法人税法第2条第37号に規定する青色申告書を提出する法人「青色」 (2) その他の申告書を提出する法人「その他」	
58 「翌期の中間申告の要否」	次に掲げる法人は「要」を、その他の法人は「否」を〇印で囲んで表示します。 (1) 連結申告法人以外の法人にあっては、当該事業年度の当該法人に係る法人税額(当該金額のうちに特別控除取戻税額等がある場合には、当該特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人(翌期に法人税法第71条第1項及び第144条の3第1項(同法第72条第1項及び第144条の4第1項の規定が適用される場合を含みます。)の規定により中間申告をする必要のある法人を含みます。) (2) 連結申告法人にあっては、当該連結事業年度の当該連結法人に係る連結法人税個別帰属支払額(当該金額のうちに個別帰属特別控除取戻税額等がある場合には、当該個別帰属特別控除取戻税額等を控除した額)に6を乗じて得た金額を当該連結事業年度の月数で除して計算した金額が10万円を超える法人	
59 「国外関連者の有無」	外国(わが国と租税条約を締結している国に限ります。)に子会社又は親会社等(租税特別措置法第66条の4の規定に該当する法人)を有する法人は「有」を、その他の法人は「無」を○印で囲んで表示します。	